

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号。以下「改正法」という。)が平成26年6月4日に公布されたところである。

今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行等のため、所要の規定を整備するとともに、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)等について所要の措置を講ずる。

2. 概要

(1) 建設業法施行規則の一部改正

ア 許可申請書等の様式の見直し

改正法における役員の範囲の拡大及び閲覧制度の見直し（個人情報を閲覧の対象から除外）に伴い、並びに許可申請書等の簡素化を図るため、以下のとおり見直しを実施。

- ①改正法における役員の範囲の拡大に伴い、許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」とする（取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加。）【第4条、様式第1号別紙1、様式第6号、第12号】
- ②改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表及び建設業法施行令第3条に定める使用人（以下「令3条の使用人」という。）の一覧表から生年月日及び住所を削除する。【様式第1号別紙1、様式第11号】
- ③改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表に経営業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設ける。【様式第1号別紙1】
- ④改正法における閲覧制度の見直しに伴い、営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙として追加する。【様式第1号別紙4（新設）】
- ⑤許可申請書等の簡素化を図るため、役員等及び令3条の使用人の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、住所、生年月日等に関する調書とする。【第4条、様式第12号、第13号】（経営業務の管理責任者についてのみ職歴の提出を求めることがある。【様式第7号別紙（新設）】）
- ⑥許可申請書等の簡素化を図るため、平成26年3月の財務諸表等規則の改正を受け、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の1から100分の5に改正する。【様式第15号記載要領、様式第17号の3記載要領、様式第18号記載要領】

イ 許可申請書等の閲覧対象の限定【新設】

以下の書類について、個人情報が含まれることから、閲覧対象から除外。

- ①職歴等が含まれる経営業務管理責任者の要件を満たすことの証明書【様式第7号】
- ②学歴等が含まれる営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書【様式第8号】
- ③生年月日が含まれる国家資格者等・監理技術者一覧表【様式第11号の2】
- ④住所及び生年月日が含まれる許可申請者又はその役員等及び令3条の使用人の調書（改正前の「略歴書」）【様式第12号、第13号】
- ⑤住所等が含まれる登記事項証明書等
- ⑥住所が含まれる株主調書【様式第14号】
- ⑦納税額等が含まれる納税証明書

ウ その他建設業の許可に関する事務の見直し

①建設業法施行令の改正により、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止されるため、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県の数分の写しは不要とし、正本及び副本各1通に限定する。

【第7条】

②許可申請者の利便性の向上を図るため、一般建設業又は特定建設業の許可に際し必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを証することができる書類として、監理技術者資格者証の写しを追加する。【第3条、第13条】

エ 一般建設業の営業所専任技術者（＝主任技術者）の要件の見直し【第7条の3】

①主任技術者の要件について、施工の実態及び業界からの要望を踏まえて見直しを行った結果、以下の改正を実施。

・職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠施工の試験に合格した者等を大工事業の主任技術者の要件に追加する。

・職業能力開発促進法による技能検定のうち、建築板金（ダクト板金作業）の試験に合格した者等を管工事業の主任技術者の要件に追加する。

②職業能力開発促進法による技能検定のうち、コンクリート積みブロック施工、スレート施工及びれんが積みの廃止に伴い、主任技術者の要件から削除する。

オ 施工体制台帳の記載事項等の見直し【第14条の2、第14条の4】

①改正法により公共工事について施工体制台帳の作成範囲が拡大し、一般建設業者も作成主体となることに伴い、施工体制台帳の記載事項として、元請である建設業者が置く主任技術者の氏名等を追加する。

②建設分野における外国人材の活用を図るための緊急措置の導入に伴い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行うべき事項として、外国人建設就労者の従事の有無及び外国人技能実習生の従事の有無を追加する。

カ 経営事項審査の客観的事項の見直し【第18条の3】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者が、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況を審査・評価するよう努めることとされたことに伴い、経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」を追加する。

キ 建設業者団体の届出制度の見直し【第23条】

改正法において国が建設業者団体の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、建設業者団体は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる」とし、国土交通大臣は当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 淨化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

①改正法の施行に伴い、登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の定義を拡大する。【第3条、様式第1号、第3号】

②役員の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、「住所、生年月日等に関する調書」とする。【様式第3号、第4号】

(3) 解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

①改正法の施行に伴い、登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の定義を拡大する。【第4条、様式第1号、第4号】

②役員の略歴書を簡素化するため、略歴欄を削除し、「住所、生年月日等に関する調書」とする。【様式第4号】

3. 今後のスケジュール

公	布	平成26年10月31日
施	行	平成27年4月1日

別紙

別紙

(新設)

(用紙A.4)

経営業務の管理責任者の略歴書

現 住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
職 名			
期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
	自 年 月 日	至 年 月 日	
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
自 年 月 日	至 年 月 日		
賞	賞 罰 の 内 容		
	年 月 日		
罰			
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日	氏 名		印

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四柔關係）

許可申請者 法人の役員等
本法人代理人
法定代理人
法定代理人の役員等 の住所、生年月日等に関する調査

(用紙A4)

- 記載要領**

 - 「法人の役員等」(本法人 法定代理人 法定代理人の役員等)については、不要のものを消すこと。
 - 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は監査役の10分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の10分の5以上に相当する出資者でいる者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
 - 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
 - 「賞罰」の欄は、行政区分等について記載すること。
 - 様式第7号別紙に記載のある者は、本様式の作成を要しない。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十二号（第四条關係）

様式第十二号（第四条關係）

許可申請者 (法人の役員) の略歴書

(用紙A4)

現 住 所				
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	
監 査 室		就 事 し た 職 務 内 容		
監 査 歴	期間			
	自 至	年 月 日 年 月 日		
	質 問	年 月 日	質 問 の 内 容	

- 記載要領
 1 「法 人 の 沢 直
 本 人
 法 定 代 理 人
 法定代理人の直置」について、不要のものを消すこと。
 2 「當 司」の欄は、行政公文書についても記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査

（用紙A4）

現 所			
氏 名	生 年 月 日	年 月 日生	
営 業 所 名			
就 労 名			
年 月 日	宣 言 の 内 容		
西			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日	氏 名	印	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書

（用紙A4）

現 住 所			
氏 名	生 年 月 日	年 月 日生	
営 業 所 名			
就 労 名			
期 間	從 事 し た 職 業 内 容		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日	氏 名	印	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二号

工事経歴書

(略)

記載要領

1～5 (略)

6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

7～9

10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11～12 (略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二号

工事経歴書

(略)

記載要領

1～5 (略)

(新設)

6～8 (略)

9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

10～11 (略)

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

(別表) (二) (抄)
(略)

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級) " (2級)	3年
	94	型枠施工(1級) " (2級)	3年
	72	左官(1級) " (2級)	3年
	73	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級) " " (2級)	3年
		(略)	
	76	配管・配管工(1級) " " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級) " (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級) " " (2級)	3年
		(略)	
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級) " " " (2級)	3年
		(略)	

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

(別表) (二) (抄)
(略)

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級) " (2級)	3年
		(新設)	
	72	左官(1級) " (2級)	3年
	73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級) " " " (2級)	3年
		(略)	
	76	配管・配管工(1級) " " (2級)	3年
		(新設)	
	77	タイル張り・タイル張り工(1級) " " (2級)	3年
		(略)	
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級) " " " (2級)	3年
		(略)	

**平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）
新旧対照表**

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I (略)</p> <p>1 経営規模について（告示第一の一関係）</p> <p>(1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。</p> <p>ハ～ヌ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）</p> <p>(1) 労働福祉の状況について</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ 法定外労働災害補償制度は、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基盤となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。</p> <p>① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも</p>	<p>I (略)</p> <p>1 経営規模について（告示第一の一関係）</p> <p>(1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。</p> <p>ハ～ヌ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）</p> <p>(1) 労働福祉の状況について</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ 法定外労働災害補償制度は、（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、（社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基盤となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。</p> <p>① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも</p>

- 対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基団となった災害のすべてを対象とするものであること。
- (2)～(6) (略)
- (7) 建設機械の保有状況について
- イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンをいうものとする。
- ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。
- (8) (略)
- (9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について
- イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に加点して審査する。
- ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した
- 対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基団となった災害のすべてを対象とするものであること。
- (2)～(6) (略)
- (7) 建設機械の保有状況について
- イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルをいうものとする。
- ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。
- (8) (略)
(新設)

値が0.01以上である場合に加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

4 (略)

5 経営状況について（告示第一の二関係）

(1)～(2) (略)

(3) 総資本売上総利益率について

イ (略)

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完工工事総利益（当該個人が建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合においては、兼業事業総利益を含む）の額）とする。

(4)～(6) (略)

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ・ロ (略)

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完工工事未収入金の合計の額とする。なお、電子記録債権は受取手形に含むこととする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。なお、電子記録債務は支払手形に含むこととする。

ホヘリ (略)

5-2 (略)

II～VI (略)

別 紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に

4 (略)

5 経営状況について（告示第一の二関係）

(1)～(2) (略)

(3) 総資本売上総利益率について

イ (略)

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完工工事総利益の額）とする。

(4)～(6) (略)

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ・ロ (略)

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完工工事未収入金の合計の額とする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。

ホヘリ (略)

5-2 (略)

II～VI (略)

別 紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に

定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイヘルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(ヲの算式において「告示の付録第二による点数並びにイヘルの点数の合計点数」という。)に応じて、ヲの算式によって算出される他の審査項目(社会性等)の評点を与える。その他の審査項目(社会性等)の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イヘル (略)

又 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数

(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ル 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数

(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ヲ (略)

5 (略)

別記 (略)

別添 (略)

定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から8までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況について、告示の別表第六から別表第十四までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイヘルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(又の算式において「告示の付録第二による点数並びにイヘルの点数の合計点数」という。)に応じて、又の算式によって算出される他の審査項目(社会性等)の評点を与える。その他の審査項目(社会性等)の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イヘル (略)

(新設)

(新設)

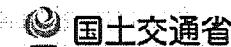
又 (略)

5 (略)

別記 (略)

別添 (略)

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価



評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)において

継続的な取組を評価

技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が
技術職員名簿全体の15%以上の場合

一律1点

最大2点の加点

審査対象年度における取組を評価

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が
技術職員名簿全体の1%以上の場合

一律1点

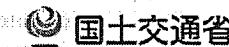
<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない(下表)
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~
技術職員に関する実態調査(※)結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%	13.09%	

(※) 任意の大蔵許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。(技術職員計5653名) 2

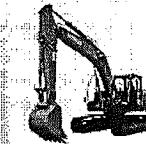
評価対象となる建設機械の範囲拡大



<現行>建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)にて評価

加点対象機種

ショベル系掘削機



トラクターショベル



ブルドーザー



加点の条件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台(15点)まで評価。

対象機種の拡大

<新たな対象機種選出の考え方>

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

- ①災害時の復旧対応に使用されるもの
- ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械(1台につき1点)

